

1. 今回発表された規制の内容

インドネシア中銀が今回発表した規制の主な内容は、以下の通りです(注1)。

(注1) 対外公表文については、同中銀のホームページ(<http://www.bi.go.id>)をご覧ください。

(1) 禁止される取引[対外公表文 Article 2(2)]

- ・ 銀行による、非居住者(注2)との間での、以下の取引を禁止。
 - a. 非居住者に対する外貨またはインドネシア・ルピア(IDR)による与信、当座貸越
 - b. 非居住者に対する IDR による資金供与(海外の銀行への IDR での資金譲渡を含む)
 - c. 非居住者によって発行された IDR 建証券の購入
 - d. IDR 建本支店間取引(注3)
 - e. 非居住者に対する IDR による資本参加(注4)

(注2) ここでいう銀行は、現地の法令に基づく商業銀行[同 Article 1 1.]。非居住者とは、外国人、外国法人、在外法人、外国の永住権を有しインドネシアに居住していないインドネシア人、外国政府および国際機関の在インドネシア代表、インドネシアの銀行または法人の海外事務所[同 Article 2(1)]。

(注3) 海外所在本支店に対する銀行の資産(実質的に貸付けとなるもの)となる取引(従って、IDR 建本支店勘定における先方の赤残は禁止)[同 Article 1 5.]。

(注4) 市場外での株式取得、または不良債権処理のための一時的な資本参加の形での資金供与[同 Article 1 6.]。

(2) 制限を受ける取引[同 Article 3]

- ・ 銀行による、非居住者との間での、以下に掲げる IDR 対外貨デリバティブ取引の限度額を、現行 5 百万米ドル相当から、3 百万米ドル相当に引き下げ(インドネシア向け直接投資、与信、証券購入のヘッジにかかるものは除く)。
 - a. 為替フォワード(銀行の IDR 先物買い)
 - b. 為替スワップ(銀行の IDR 直物売り先物買い)
 - c. 銀行の外貨コール・オプション売り、外貨プット・オプション買い

(3) 罰則[同 Article 5]

- ・ ポジション報告洩れ、虚偽の報告、規制違反に対しては、その回数、頻度に応じて、罰金、行政処分(営業停止、幹部罷免)を賦課。

(4) 調整[同 Article 8]

- ・ 規制導入時点で残高が存在した取引の取り扱いは、以下の通り。
 - a. 上記(1)に該当する資金放出、証券取引のロール・オーバー禁止
 - b. 上記(1)に該当する本支店間取引は規制発効から 1 ヶ月以内に解消
 - c. 上記(1)に該当する資本参加は規制発効から 1 年以内に解消

- d. 非居住者に対するデリバティブ取引ポジションが上記(2)の限度額を超える場合、新規の取引、および限度額を超える部分のロール・オーバーは禁止

(5)発効日[同 Article 11]

- ・ 規制の発効日は、本年1月12日(金)。

2. 発表後の動向

今回の規制に関しては、まだ詳細が明確になっていない部分がありますが、居住者から非居住者への IDR 送金については何らかの制限が課される可能性が高いとの見方が多く、在インドネシア銀行は事実上非居住者宛の IDR 建送金受付を停止しています(従って、本邦顧客への IDR 建送金は、現状停止しています)。

また、規制では明示されていないものの、非居住者間での IDR の資金移動が出来なくなるとの見方が強まった結果、IDR のオフショア先物市場は事実上消滅し、現状プライスは一切呈示されておりません。ただし、保有ポジションを圧縮するため、一部銀行間での相対ベースの先物取引は若干ながら成立している模様です。

このほか、期日が到来したオフショア銀行間の決済については、現在主要決済銀行が日中赤残を許容する体制で、残高の削減に努めています。

こうした中、在インドネシアの外銀は、規制に関する疑問点を明らかにするため、当月17日にインドネシア中銀との間でミーティングを開催し、また翌18日には各行の質問を取り纏めて同中銀に対し提出しており、25日現在ではなお回答待ちの状態となっています。

この間、22日には、主要 IDR オフショア市場であるシンガポールの外為市場委員会でも会合が開催されました。一部に、IDR 直物取引のレファレンス・レートを用いて IDR の NDF 取引を開始し保有ポジションを削減してはどうかとの意見も出されましたが、結局インドネシア中銀からの詳細開示を待つこととなった模様です。

25日時点で、インドネシア国内における IDR の決済は、正常に行われています。

3. 主な追加情報

これまでに市場参加者から提起された主な疑問点、および伝えられるインドネシア中銀サイドの回答は、以下の通りです。

- ① 非居住者間の IDR 決済は可能か→「非居住者同士の IDR 決済は禁止される」。
- ② 既存取引の決済は可能か→「インドネシア中銀に照会中(現地やシンガポール市場では、何らかの規制が課されるとの見方が根強い)」。
- ③ 外銀の現地法人は非居住者か→「ジャカルタに拠点を置く外銀は居住者とみなす」。
- ④ 規制内容が不明確な中で、12日以降に行われた取引はどうなるのか→「規制の詳細を明らかにする新通達が出るまでに行った取引には、罰則を課さない」。

以上